

認可地縁団体関係 様式・サンプル集

2024 年8月

豊岡市 総務課

目 次

認可申請関係書類	1
認可申請書	2
規約サンプル	4
総会議事録サンプル	12
構成員名簿	13
代表者就任承諾書	15
告示事項の変更に係る書類（代表者の変更等）	16
告示事項変更届出書	17
総会議事録サンプル	19
代表者就任承諾書	20
規約の変更に係る書類	22
規約変更認可申請書	23
総会議事録サンプル	25
印鑑登録に係る書類	26
認可地縁団体印鑑登録申請書	27
各種証明の請求に係る書類	28
認可地縁団体の証明書交付請求書	29
認可地縁団体印鑑登録原票の写し交付申請書	30
委任状（印鑑登録原票の写し交付申請）	31

認可申請関係書類

年 月 日

豊岡市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 豊岡市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 豊岡市

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を
円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に
行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日

豊岡市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 いろは区

所在地 豊岡市いろは3番4号

代表者の氏名及び住所

氏 名 豊岡太郎

住 所 豊岡市いろは1番2号

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1 規約

別紙「〇〇区規約」
をご参考ください。

「総会議事録」の例
をご参考ください。

2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

3 構成員の名簿

構成員の氏名・住所等を記載した一覧表を作成してください。
構成員数は、区民の概ね半数以上になるようにお願いします。

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

最近の事業活動等のわかる
総会資料等をお願いします。

5 申請者が代表者であることを証する書類

別紙の「代表者就任承諾書」
をご使用ください。

〇〇区規約

認可地縁団体 豊岡市〇〇区

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、〇〇区という。

(区域)

第2条 この会は、豊岡市（大字）△△の区域をもって構成する。

(或いは、豊岡市△△町×番地から××番地までの区域とする)

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を豊岡市△△××番地の〇〇会館に置く。

第2章 目 的

(目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設その他共有財産の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 地域の防火、防災に関すること。
- (4) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (5) 会員の福祉厚生に関すること。
- (6) 集会施設等の管理運営に関すること。
- (7) 共有財産の維持管理に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会員になることができる。

- 2 この会の事業を賛助するために、前項に該当しない個人又は団体にあつては、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、区長に届け出るものとする。

- 2 この会は、正当な理由がない限り、その区域内に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

- 3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

- 4 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を区長に提出しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、区長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡、または失踪宣告を受けたとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 区 長 1 名
- (2) 副区長 〇名
- (3) 会 計 〇名
- (4) 隣保長等の役員 〇名
- (5) 監 事 〇名

(役員を選出)

第 1 1 条 役員の選出は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、区長、副区長及びその他の役員と相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 1 2 条 区長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

5 役員は、連帯して業務遂行の責を負う。

(役員の任期)

第 1 3 条 この会の役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第 1 0 条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 1 4 条 この会の会議は、総会、役員会及び監査会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第 1 5 条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、区長、副区長、会計及び隣保長等の役員をもって構成する。

3 監査会は、区長、会計及び監事をもって構成する。

(権能)

第 1 6 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。

(5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、区長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(通常総会)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第19条 役員会は、毎月1回程度定例的に開催する。また、区長が必要と認めたときも開催する。

(監査会)

第20条 監査会は、当該年度の業務及び会計を監査するため開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は、区長が招集する。

2 区長は、第18条による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 区長は、総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

(定足数)

第 2 3 条 会議は、総会においては総会員、役員会においては役員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 2 4 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 2 5 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 6 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は役員の現在数及び出席数

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 2 7 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(5) 別表に掲げる資産

(資産の管理)

第28条 資産は、区長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、別に定める資産をもって支弁する。

2 会員には、別に定める慶弔金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類（役員名簿）
- (4) 会員に関する書類（会員名簿）
- (5) 会議議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和○年○月○日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 旧規約は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の適用に伴う経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

〇〇年度 〇〇区臨時総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 開会

場所 〇〇区集会所（豊岡市〇〇町〇〇番地）

2. 出席状況

〇〇名中 〇〇名（内、委任状による出席者〇〇名）

3. 総会次第

（1）開会 〇〇区長

（2）議長の選出 〇〇氏

（3）議事録署名人の選出 〇〇氏、〇〇氏

（4）議事の経過と結果

第1号議案 〇〇区の地縁による団体の認可申請を行うことについて

—議事の様子を記載—

提案の通り満場一致で可決決定された。

第2号議案 〇〇区規約の制定（変更）について

—議事の様子を記載—

提案の通り満場一致で可決決定された。

第3号議案 〇〇区の認可申請に係る代表者の選出について

—議事の様子を記載—

満場一致で〇〇氏に決定された。

上記は、〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇区臨時総会議事録であることを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ （自署又は記名押印）

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ （自署又は記名押印）

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ （自署又は記名押印）

地縁団体 いろは区構成員名簿

作成

	住 所	氏 名		住 所	氏 名
1	豊岡市いろは3番4号	豊岡 太郎	41		
2			42		
3			43		
4			44		
5			45		
6			46		
7			47		
8			48		
9			49		
10			50		
11			51		
12			52		
13			53		
14			54		
15			55		
16			56		
17			57		
18			58		
19			59		
20			60		
21			61		
22			62		
23			63		
24			64		
25			65		
26			66		
27			67		
28			68		
29			69		
30			70		
31			71		
32			72		
33			73		
34			74		
35			75		
36			76		
37			77		
38			78		
39			79		
40			80		

代表者就任承諾書

私は、 年 月 日に開催された 区 総会において
 年度の代表者に選任されましたので、 年 月 日をもって就任
することについて承諾いたします。

年 月 日

代表者 氏 名

住 所 豊岡市

生年月日 年 月 日

代表者就任承諾書

私は、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇区 〇〇総会において
〇〇年度の代表者に選任されましたので、〇〇年〇月〇日をもって就任する
ことについて承諾いたします。

〇〇年〇月〇〇日 ※〇〇総会(臨時会)から就任日までの日付を記入

代表者	氏 名	豊岡太郎
	住 所	豊岡市いろは1番2号
	生年月日	昭和10年4月1日

告示事項の変更に関する書類 (代表者の変更等)

申請書様式（第 20 条関係）

年 月 日

豊岡市長 様

	名 称
団 体	
	所在地 豊岡市
	氏 名
代表者	
	住 所 豊岡市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

2. 変更の年月日

3. 変更の理由

申請書様式（第 20 条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

豊岡市長 様

団 体 名 称 いろは区
所在地 豊岡市いろは 3 番 4 号
代 表 者 氏 名 豊 岡 太 郎
住 所 豊岡市いろは 1 番 2 号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所の変更

氏 名 豊 岡 太 郎

住 所 豊岡市いろは 1 番 2 号

㊦ 住所は、1 番 2 号や、3 番地の 4などのように記載して下さい。

（豊岡市いろは 1-2 は不可）

2. 変更の年月日

〇〇年〇月〇日

3. 変更の理由

役員改選によるもの

〇〇年度 〇〇区〇〇総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 開会

場所 〇〇区集会所（豊岡市〇〇町〇〇番地）

2. 出席状況

〇〇名中 〇〇名（内、委任状による出席者〇〇名）

3. 総会次第

（1）開会 〇〇区長

（2）議長の選出 〇〇氏

（3）議事録署名人の選出 〇〇氏、〇〇氏

（4）議事の経過と結果

第1号議案 〇〇区の代表者の選出について

—議事の様子を記載—

満場一致で〇〇氏に決定された。

〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇区〇〇総会議事録であることを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 ○ ○ ○ ○ （自署又は記名押印）

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ （自署又は記名押印）

議事録署名人 ○ ○ ○ ○ （自署又は記名押印）

代表者就任承諾書

私は、 年 月 日に開催された 区 総会において
年度の代表者に選任されましたので、 年 月 日をもって就任
することについて承諾いたします。

年 月 日

代表者 氏 名

住 所 豊岡市

生年月日 年 月 日

代表者就任承諾書

私は、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇区 〇〇総会において
〇〇年度の代表者に選任されましたので、〇〇年〇月〇日をもって就任する
ことについて承諾いたします。

〇〇年〇月〇〇日 ※〇〇総会(臨時会)から就任日までの日付を記入

代表者	氏 名	豊岡太郎
	住 所	豊岡市いろは1番2号
	生年月日	昭和10年4月1日

規約の変更に関する書類

申請書様式（第 22 条関係）

年 月 日

豊岡市長 様

	名 称
団 体	
	所在地 豊岡市
	氏 名
代表者	
	住 所 豊岡市

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

記

（別添書類）

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

申請書様式（第 22 条関係）

〇〇年〇月〇日

豊岡市長 様

団 体	名 称	いろは区
	所在地	豊岡市いろは〇〇番地
代表者	氏 名	豊 岡 太 郎
	住 所	豊岡市いろは△△番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

（別添書類）

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
（例）総会議案の写し等
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類
※総会の議事録（議事録署名人 2 名以上の署名が必要です）

〇〇年度 〇〇区 通常（臨時）総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日時 〇〇年〇〇月〇〇日

場所 〇〇区会館

2. 出席状況

〇〇名中 〇〇名

3. 総会次第

(1) 開会 〇〇区長

(2) 議長の選出

(3) 議事録署名人の選出

(4) 議事の経過と結果

第〇号議案 規約の変更について

・変更の内容

「第〇条 〇〇〇〇…」を「第〇条 〇〇〇〇…」に改める。

・変更の理由

〇〇〇〇……。

—議事の様子を記載—

全会員〇〇名中〇〇名の賛成により、会員の4分の3以上の賛成を以って
原案どおり可決された。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年度 〇〇区通常（臨時）総会

議 長

議事録署名人

議事録署名人

(自署又は記名押印)

(自署又は記名押印)

(自署又は記名押印)

印鑑登録に関する書類

認可地縁団体印鑑登録申請書				年	月	日
豊岡市長様 登録しようとする 認可地縁団体 印鑑	認可地縁団体の名称					
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地					
	(資格) 代表者等の 氏名	()	個人印	生年月日	年	月 日
代表者等の住所						
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。						
申請者 ☐ 本人住所 ☐ 代理人氏名						
(注意事項) 1 この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。 2 登録しようとしておられる認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。 3 「(資格)代表者等の氏名」欄の氏名の次に押印する印は、市において登録されている代表者等の個人の印を押印してください。(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。) 4 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。 5 申請者欄は、本人又は代理人のいずれかにレ印を付し、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入してください。						

各種証明の請求に関する書類

認可地縁団体の証明書交付請求書

年 月 日

豊岡市長 様

請求者 住 所
氏 名

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、「認可を受けた地縁による
団体について告示した事項」に関する証明書の交付を請求します。

請求する団体の名称

請求する事務所の所在地

証明書交付部数 部

豊岡市長		様		認可地縁団体印鑑登録原票の写し交付申請書		年	月	日	
登録されている認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称								
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地								
	(資格)代表者等の氏名	()	生年月日		年			月	日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録原票の写し 枚の交付を申請します。

申請者

☐ 本人

☐ 代理人

住所氏名

(注意事項)

1 この申請は、本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2 「(資格)代表者等の氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

3 申請者欄は、申請者が本人又は代理人のいずれの場合にも申請者の住所・氏名を記入してください。

委 任 状

私は、

を代理人と定め、下記の事項を委任します。

<委 任 事 項>

認可地縁団体 区 の

印鑑登録原票の写し 通 の交付を受けること。

年 月 日

住所

氏名

㊞